印鑑登録・廃止・再交付申請書及び亡失届兼保証書

平成　　年　　月　　日

登録印	登録者	住所	いちき串木野市　　番地	世帯主	
		ふりがな			
		氏名		性別	男・女
		生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日		

下記のとおりであることを届けます。

亡失・再交付又は廃止場合の理由	1．登録印鑑の亡失　2．登録印鑑の変更 3．印鑑登録証の亡失　4．その他	印鑑登録証番号	旧	
			新	

上記のとおり、　□　印鑑登録（新規・改印）を申請します。

□　印鑑登録証の再交付を申請します。

□　印鑑登録証の亡失・印鑑登録の廃止を申請します。

いちき串木野市長　殿　　平成　　年　　月　　日

申請者	□ 本人	住所	いちき串木野市　　番地
	□ 代理人	氏名	㊞

保証人	この申請書は、上記のとおりの本人に相違ないことを保証いたします。				
	住所	いちき串木野市　　番地	世帯主		登録印
	氏名		性別	男・女	
	明治･大正･昭和　　年　　月　　日生		登録番号		
保証人登録印の確認欄	平成　　年　　月　　日確認　㊞				

確認の方法　（※記入しないでください。）

1・照会書　　照会書発送　平成　　年　　月　　日

回答書受領　平成　　年　　月　　日

2．運転免許証　3．身分証明　4．外国人登録証　5．既登録者の保証書

※ 注 意 事 項

1．１５歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑登録はできません。

2．本人自ら申請され、下記の書面を提示されたときは、すぐに印鑑登録ができます。

（イ）官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を貼付したもの。

（ロ）本市の印鑑登録者が保証する保証書

3．本人自ら申請されても上記２の書面の提示がなく本人の申請であること等の確認ができない場合及び代理人による申請の場合は、照会書を発行し、その回答を持参されたときに、印鑑登録ができます。（即日の印鑑登録はできません。）

4．印鑑登録申請の際は、必ず印鑑（実印）をご持参ください。

5．印鑑登録廃止申請の場合は、印鑑登録証をお返しください。

印鑑登録証交付年月日	平成　　年　　月　　日	登録番号	

印鑑登録証受領者の氏名		㊞	作成	原簿	受発簿
				廃止・登録	